

プールにおける安全確保のための緊急アピール

平成18年 8月10日

プールにおける事故対策に関する
関係省庁連絡会議 申し合わせ

水泳プールは、本来、利用者にとって楽しく健康を増進することのできる場ですが、そのためには安全確保が十分に図られることが不可欠です。

したがって、プールの管理者は、自らの責任において、安全確保のため万全を期していただく必要があります。

関係省庁においても、従来から、子どもを含む利用者の安全確保のために執るべき措置等について通知を発出するなど、プールの管理に携わる関係者の注意を促してきたところです。

しかし、最近判明した事実を踏まえ、また、折しもプール利用者の大変多い時期であることに鑑み、関係省庁（内閣官房、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省等）の連携により、あらためて全国のプールの安全確保のための緊急自主点検を行っていただくよう、全国の関係者に呼びかけることとしました。各管理者におかれては、別添「プールの安全確保のための緊急自主点検について」により、それぞれの責任において自主点検を行い、その結果を施設の入口等に掲示していただくようお願いいたします。

今回の要請は、各管理者に対し法令上の義務を課すものではありませんが、関係の皆様方におかれては、プールにおける安全確保のため、積極的に対応していただくよう御協力をお願いいたします。